

不在者投票のしおり

指定病院、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設における不在者投票事務について

令和8年4月26日執行
府中市長選挙
府中市議会議員一般選挙

府中市選挙管理委員会

はじめに

投票日の当日、病気等や事故で都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム等に入院又は入所している方（以下「選挙人」という。）で、不在者投票事由のいずれかに該当する方は、その病院、老人ホーム等で不在者投票ができることになっています。

この不在者投票の制度は、有権者のためにできるだけ投票の機会を確保するようにするために設けられた制度ですが、投票日に投票所において投票をするという原則の例外となるため、その手続は法令により詳細に規定されています。

選挙人が行った貴重な不在者投票は、その手続等が法令に違反したときは無効となりますから、病院、老人ホーム等で不在者投票の事務に従事される方は、あらかじめ関係法令及びこの冊子をご覧ください、手続等に誤りのないよう十分に注意してください。

凡 例	
法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令

目 次

第 1	不在者投票制度について	…	1
第 2	不在者投票指定施設について	…	1
第 3	不在者投票管理者について	…	1
1	不在者投票管理者	…	1
2	不在者投票管理者の主な仕事について	…	2
3	不在者投票管理者の注意すべき事項	…	2
第 4	不在者投票をすることができる選挙人について	…	3
第 5	投票用紙及び投票用封筒の請求について	…	3
1	指定病院等の長(又はその代理人)が選挙人に代わって 請求する方法	…	3
2	選挙人が自ら請求する方法	…	4
3	指定病院等における不在者投票事務の概要	…	4
第 6	投票用紙及び投票用封筒の交付について	…	4
1	指定病院等の長(又はその代理人)が選挙人に代わって 請求する場合	…	4
2	選挙人が自ら請求する場合	…	4
第 7	不在者投票ができる期間について	…	4
第 8	投票記載場所の設備について	…	5
1	投票の秘密の保持	…	5
2	ポスター等の文書の撤去	…	5
第 9	不在者投票の方法について	…	5
1	不在者投票をさせる前に必ず確認すること	…	5
2	不在者投票の手続き	…	6
第 10	投票立会人の立会について	…	7
第 11	不在者投票の送致について	…	7
1	投票用封筒(外封筒)の裏面に記載する事項	…	7
2	不在者投票の送致	…	7
3	不在者投票用封筒(外封筒)記載上の注意事項	…	9
第 12	不在者投票の経費の請求について	…	10
第 13	その他	…	10
別 紙	指定病院等における不在者投票の手続等の流れ	…	11
別 記	各種様式等	…	12 ~ 23

不在者投票施設における不在者投票について

第1 不在者投票制度について

不在者投票の制度は、選挙の当日、法律で定められた一定の事由（法第48条の2第1項各号）によって、自ら投票所へ行って投票することができないと見込まれる選挙人又は身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前日でも、投票することができるという例外的な投票制度です。

第2 不在者投票指定施設について

不在者投票指定施設とは、不在者投票を行うことができる施設として、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をいいます。

不在者投票は、法律で定められた手続きによって行うことが必要であるため、この投票事務を適正に処理できる人員及び施設（部屋、投票事務設備）の確保が必要とされます。

（注）指定病院、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設を併せて以下「指定病院等」といいます。

第3 不在者投票管理者について

1 不在者投票管理者

施設の種類	不在者投票管理者	不在者投票管理者の職務代理者
病院	病院長	病院長の職務を代理する医師
老人ホーム 原子爆弾被爆者養護ホーム	ホームの長	長の職務を代理する者
その他の施設	施設の長	長の職務を代理する者

(1) 不在者投票は、不在者投票管理者の管理のもとに行われますが、この不在者投票管理者は、指定病院等の長が、それぞれこれに当たります。（令第55条第2項・第4項第2号）

ただし、指定病院等の長が府中市長選挙若しくは府中市議会議員一般選挙の候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。（令第55条第8項）

ここにいう候補者は、当該候補者となった選挙のみならず、候補者の身分を有している期間に行われる、すべての選挙の不在者投票管理者となることはできません。

(2) 不在者投票管理者が次のような場合においては、病院にあっては病院長の職務を代理する医師、老人ホーム又はその他の施設にあっては、その指定施設の長の職務を代理する者が不在者投票管理者になります。（令第55条第9項）

- ア 候補者となった場合又は外国人である場合
- イ 事故がある場合又は欠けた場合

2 不在者投票管理者の主な仕事について

- (1) 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をすること。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、次の不在者投票に係る事務全般を管理執行すること。
 - ア 選挙人からの依頼があった場合において、選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること(令第50条第4項)
 - イ 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと。(令第53条第4項)
 - ウ 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。(令第58条第1項・第2項)
 - エ 選挙権を有する者を立会人(一人以上)に選び、不在者投票に立ち合わせること。(令第58条第3項)
 - オ 不在者投票の記載場所に必要な設備をすること。(令第58条第4項)
 - カ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。(令第58条第4項)
 - キ 投票の終わった不在者投票を送致すること。(令第60条第1項)

(注) 不在者投票管理者は、上記ア～キの法令等に定められた事項以外にも不在者投票の投票を記載する場所を指定して、これを指定病院等内の見やすい場所に「**公告**」【別記第1号様式(13頁)】するとともに、その他適当な方法で選挙人に周知徹底を図る必要があります。

3 不在者投票管理者の注意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に十分注意し、公正かつ適正な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。(法第135条第2項)

「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは？

不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となります。

- (2) 不在者投票は、投票日の前に選挙人が投票できる制度ですから、特にその取扱いは厳格にし、あらかじめ投票事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように事務分担を検討しておいてください。
- (3) 事務処理に当たっては、いたずらに過去の経験や慣例に頼らず、常に法規、実例、判例等を根拠として、的確に処理してください。
- (4) 投票事務は、正確さと迅速さが要求されるので、緊急な場合に対応できる事務処理ができるよう対策を立てておいてください。

- (5) 事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等を第一義とし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を与えることのないよう配慮してください。
- (6) 施設内に特定の政党等の政治活動用ポスター又は選挙運動用ポスターが掲示されていることは、不在者投票の管理執行上から好ましくなく、選挙の公正を害するおそれがありますので、施設内に当該ポスターの掲示（掲示の許可）をしないよう配慮してください。
- (7) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、立会人の義務を怠る罪が適用されるので、これらの罰則規定に抵触しないよう厳に注意してください。（法第255条）
- 不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効となることもあります。

第4 不在者投票をすることができる選挙人について（法第49条第1項）

選挙人名簿に登録されている選挙人のうち指定病院等に入院中又は入所中の方で、投票日の当日、自ら投票所へ行って投票することができない場合、不在者投票をすることができます。

ただし、上記の不在者投票をすることができる選挙人が、その属する投票区の区域内の指定病院等に入院又は入所している場合は、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害等のため、投票日当日歩行が困難であること又は困難であることが予想されることが指定病院等での不在者投票の条件になります。

（注）投票区の区域とは、ある投票所において投票する選挙人が居住する区域のことをいいます。

第5 投票用紙及び投票用封筒の請求について

1 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法

- (1) 指定病院等の長（又はその代理人）は、指定病院等に入院又は入所している人から投票用紙及び投票用封筒の請求の依頼があり、その人について不在者投票をする正当な事由があると認める場合は、府中市選挙管理委員会の委員長に対して「請求書」【別記第2号様式（14頁）】により直接又は郵便等で請求することになります（令第50条第4項）。

なお、この請求をする際には、併せて当該指定病院等で投票する場合はその旨を、また視覚障害のために点字投票をする場合はその旨を「不在者投票依頼者一覧表」【別記第2号様式（別紙）（15頁）】の備考欄に記載することにより申し立てなければなりません。（令第50条第3項・第4項）

- (2) 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒を請求する場合は、必ず選挙人からの「依頼書」【別記第3号様式（16頁）】を受け取っておいてください。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

- (3) 前記(1)により請求する場合は、必ず「請求書」の原本を2枚提出してください。
- (4) 選挙期日の告示の日の前においても投票用紙等の請求ができますので、早

めに準備してください。

(参考) 告示日 令和8年4月19日(日)

2 選挙人が自ら請求する方法

指定病院等に入院又は入所している方が、府中市選挙管理委員会の委員長に対して、「請求書兼宣誓書」【別記第4号様式(17頁)】に必要な事項を記載し、直接又は郵便等で請求することができます(令第50条第1項)。

なお、この請求をする場合、併せて指定病院等で投票する場合にはその旨を、また視覚障害のために点字投票をする場合にはその旨を申し立てなければなりません。(令第50条第1、3項)

(注) このように選挙人自ら請求することはできますが、できるだけ病院長等を通じて行うよう指導してください。

3 指定病院等における不在者投票事務の概要

別紙「指定病院等における不在者投票の手続等の流れ」(11頁)を参照してください。

第6 投票用紙及び投票用封筒の交付について

第5の方法によって請求すると、府中市選挙管理委員会の委員長から、次の投票用紙等が直接又は郵送で交付されてきます。いずれの場合でも受け取ったときは、直ちに選挙人にお渡しください。

1 指定病院等の長(又はその代理人)が選挙人に代わって請求した場合

- (1) 投票用紙 2種類
- (2) 投票用封筒(外封筒、内封筒) 各2種類

2 選挙人が自ら請求した場合

- (1) 投票用紙 2種類
- (2) 投票用封筒(外封筒、内封筒) 各2種類
- (3) 不在者投票証明書 1通(不在者投票証明書用封筒に入っています。)

(注) 2種類：府中市長選挙及び府中市議会議員一般選挙

第7 不在者投票ができる期間について

不在者投票ができる期間は、4月20日(月)(告示日の翌日)から4月25日(土)(選挙期日の前日)まで、毎日午前8時30分から午後5時までです(法第270条、令第58条第1項)。

選挙期日に注意し、不在者投票の事務日程をあらかじめ決めて、必ず選挙期日(4月26日(日))までに投票用紙等が府中市選挙管理委員会まで送致できるように注意してください。

第8 投票記載場所の設備について

1 投票の秘密の保持

不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換等の不正が行われないように相当の設備をしなければなりません。(令第58条第4項)

2 ポスター等の文書の撤去

投票記載場所には候補者の氏名等を掲示することができませんので、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去しておいてください。(法第145条第1項)

なお、選挙人から候補者の氏名等を尋ねられることもあるので、記載台とは別の場所(受付等)に候補者の氏名等が記載された新聞記事等を備えるようにしてください。

第9 不在者投票の方法について

1 不在者投票をさせる前に必ず確認すること

(1) 投票用紙等の点検

ア 不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人本人であるかどうかを確認すること。(令第58条第1項)

イ 指定病院等の長(又はその代理人)が選挙人に代わって投票用紙等を代理請求している場合は、その請求をした指定病院等の病院長等のもと以外では不在者投票はできないこと。

ウ 提示された投票用紙に、既に候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、府中市選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせたいうえ、所定の不在者投票を行わせること。

(2) 不在者投票証明書の点検

選挙人自らが府中市選挙管理委員会の委員長に請求した場合に限り証明書があります。

ア 選挙人から、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開かれていないかどうかを点検してください。開かれているときには選挙人が誤って開いた場合であっても、投票させることはできませんので十分に注意してください。(令第58条第2項)

イ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書の「投票しようとする病院、老人ホーム、その他の施設の名称」欄の記載とが一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときは投票ができます。その場合、不在者投票証明書の余白に、その理由を記録する等の措置をお願いします。

2 不在者投票の手続

(1) 選挙人が自ら投票する場合

ア 第9の1の手続きを済ませた後、不在者投票管理者の管理する投票記載場所において、投票用紙に自ら当該選挙の候補者の氏名を1人記載させ、これを投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせ、次に投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせ、その表面に署名させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させてください（令第58条第1項・第2項）。

イ 選挙人が署名を忘れないように注意してください。また、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載してはならないので注意してください（ただし、代理投票の場合を除きます。）

ウ 点字投票があった場合の投票用封筒（外封筒）の表面の署名は、投票用封筒（内封筒）を入れる前に点字で打たせてください。

(2) 代理投票を希望する方がいる場合

代理投票というのは、心身の故障その他の事由により、候補者の氏名を自書できない方が、不在者投票管理者に申請（口頭でも可）し、代理の者が投票用紙に記載する制度です。

代理投票の具体的な手続きは、次のとおりです。

ア 不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、選挙人の投票を補助する者2人を本人の承諾を得て定め、その1人の立会のもと、他の1人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載します（令第58条第4項、第56条第4項）

イ 候補者の氏名を記載した補助者が、記載した候補者の氏名を選挙人に読み聞かせたうえ、投票用封筒（内封筒）に入れて封をし、更にこれを投票用封筒（外封筒）に入れて封をし、封筒の表面に選挙人の氏名のみを記載し、直ちに提出させてください。（令第58条第4項、第56条第4項）

ウ また、受付において、「代理投票処理簿」【別記第5号様式（18頁）】に記載し、投票用紙等とともに府中市選挙管理委員会へ送付してください。

この代理投票の補助者2人は、投票事務の適正を期するために、不在者投票管理者又は立会人と兼ねることはできませんので、あらかじめ投票事務従事者の中から定めておき、事務に支障が生じることがないようにしてください。

(3) 代理投票の仮投票をさせる場合

前記(2)の場合において、代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めるときは、立会人の意見を聴いて拒否することができます。

しかし、代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき、又は代理投票させることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることとなります。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続きは、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に、投票用封筒（外封筒）の表面に選挙人の氏名を記載させるほか、その者（補助者）の氏名を代理記載人欄に記載させて提出させることとなります（11頁の投票用封筒記載上の注意事項を参照のこと）（令第58条第4項、第56条第5項、第41条第1項）。

(4) ベッドの上で投票する場合

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会いがある場合に限り、ベッドの上で投票をすることができます。

この場合にも、代理投票の方法は前記と同様であり、その処理方法及び投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを一層慎重に行うとともに、ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されないように十分に注意してください。

(5) その他の一般的な注意事項

ア 選挙人が投票用紙等を間違えないように十分指導してください。また、投票用紙は同じ色の投票用封筒に必ず入れるように指導し、1種類の投票用封筒の中に2種類の投票用紙が入ったりしないように十分に確認をして投票させるようにしてください。

イ 投票用紙の色

・ 府中市長選挙 _____ 白色の紙に黒の文字

・ 府中市議会議員一般選挙 _____ クリーム色の紙に黒の文字

※投票用紙の色と内封筒及び外封筒の色は同色となっています。

第10 投票立会人の立会いについて

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立会人として選び、立ち会わせなければなりません。この立会人がなく行われた投票は無効となりますので、最低1人の立会人の立会いがなければなりません。

立会人は、不在者投票管理者、投票事務従事者又は代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者と兼ねることはできません。

また、立会人は、投票監視のための点検から送致のための受理に至るすべての手続きに立ち会ってください。

なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。（令第58条第3項、第56条第3項）

第11 不在者投票の送致について

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合には、次の処理を行ってください（令第60条第1項）。

1 投票用封筒（外封筒）の裏面に記載する事項

- (1) 投票年月日 及び 投票場所 を記載すること。
- (2) 不在者投票管理者の記名 を行うこと。
- (3) 投票立会人に署名（自署） させること。ゴム印を使用したりしないこと。

2 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、前記1の手続きの終わった投票用外封筒を、更に、不在者投票証明書（府中市選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に

限る。)及び代理投票処理簿(代理投票があった場合に限る。)とともに「不在者投票送致書」【別記第6号様式(19頁)】を添付して、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を朱書等により明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを府中市選挙管理委員会の委員長に送致又は郵便等を持って送付しなければなりません。

この場合、前期1の投票年月日及び投票場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名等がなされていないと、その投票は受理されないこととなりますので注意してください。(令第60条第1項)

なお、不在者投票は不在者投票管理者から府中市選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉鎖する時刻(大部分の投票所は投票日の午後8時。一部、午後7時の投票所もあります。)までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票がなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を配慮のうえ送付してください。

(注意) 送付する前にもう一度確認してください! [9頁を参照]

- (1) 投票用外封筒の表面に選挙人の署名漏れがないこと。
- (2) 投票年月日及び投票場所の記載があること。
- (3) 不在者投票管理者の 記名 があること。
- (4) 投票立会人の 署名 があること(必ず自署すること。ゴム印は使用不可)。
- (5) 不在者投票送致書に記載漏れ、記入誤り等がないこと。

3 不在者投票用封筒（外封筒）記載上の注意事項
記載例は、府中市議会議員一般選挙に用いる外封筒の例です。

[表 面]

令和8年4月26日執行
府中市議会議員一般選挙
不在者投票
(外封筒)

注意
投票者の氏名は、必ず自分で書いてください。

府中市選挙管理委員会之印
氏 投票者
名 者

投票区	
選挙人名簿登録番号	
	男・女

○投票者氏名欄には、必ず本人に署名させること（代理投票の場合は、補助者2人のうち、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に選挙人の氏名を記入させること）。

○（代理記載人）欄には、代理投票の仮投票をさせる場合にのみ補助者の氏名を記載させること。

○不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った後に、必ず、投票年月日、投票場所を記載、不在者投票管理者の記名（ゴム印でも構いません）を行うこと。

[裏 面]

立 会 人 (署名)	不在者投票管理者 (職氏名)	投票場所	投票年月日 年 月 日
-------------------------	-------------------	------	----------------

○投票立会人は、必ず署名してください（ゴム印を使用したりしないこと）

※投票用紙、内封筒、外封筒の色
・府中市長選挙
 ・・・・白色に黒の文字
・府中市議会議員一般選挙
 ・・・・クリーム色に黒の文字

第 1 2 不在者投票の経費の請求について

指定病院等の長（又はその代理人）は、所定の不在者投票の事務手続きが終了した場合は、不在者投票をした選挙人 1 人につき不在者投票特別経費 1, 2 3 6 円が交付されますので、不在者投票事務手続完了後に「不在者投票特別経費実績報告書」【別記第 7 号様式（2 0, 2 1 頁）】に不在者投票者氏名等一覧表 [別記第 8 号様式（2 2 頁）] 及び口座振替依頼書 [別記第 9 号様式（2 3 頁）] を添えて、5 月 1 5 日（金）までに府中市選挙管理委員会に請求してください。

第 1 3 その他

これまで記載された事務手続又はそれ以外の点に関して不明の点がございましたら、府中市選挙管理委員会までお尋ねください。

府中市選挙管理委員会

〒 7 2 6 - 8 6 0 1

広島県府中市府川町 3 1 5 番地

電話番号 0 8 4 7 - 4 4 - 9 1 0 4

fax 番号 0 8 4 7 - 4 6 - 3 4 5 0

別紙 指定病院等における不在者投票の手続等の流れ

【病院長等が請求する場合】

	選 挙 人	代理請求人(不在者投票管理者)	府中市選挙管理委員会
請求	<ul style="list-style-type: none"> ○不在事由発生 ○投票用紙等の請求依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○代理請求 	<ul style="list-style-type: none"> ○請求受付 不在事由審査 選挙人名簿と照合 ○投票用紙等の交付決定 ○投票用紙等の交付 (選挙人名簿の整理)
投票	<ul style="list-style-type: none"> ○投票用紙の提示 ○投票 外封筒に選挙人署名 	<ul style="list-style-type: none"> ○投票立会人の選任 ○投票用紙等の点検 ○投票年月日及び投票場所を記載 ○不在者投票管理者の記名 ○投票立会人の署名 	
送致		<ul style="list-style-type: none"> ○投票用紙等の送致 ※4月25日期限 	<ul style="list-style-type: none"> ○投票用紙等の受領 (各投票区へ送致)
経費		<ul style="list-style-type: none"> ○特別経費の請求 	<ul style="list-style-type: none"> ○受領 ○支払い

【選挙人本人が請求する場合】

	選 挙 人	不在者投票管理者	府中市選挙管理委員会
請求	<ul style="list-style-type: none"> ○不在事由発生 ○投票用紙等の請求 (宣誓書) 		<ul style="list-style-type: none"> ○請求受付 不在事由審査 選挙人名簿と照合 ○投票用紙等の交付決定 ○投票用紙等の交付 (選挙人名簿の整理)
投票	<ul style="list-style-type: none"> ○投票用紙の提示 ○投票 外封筒に選挙人署名 	<ul style="list-style-type: none"> ○投票立会人の選任 ○投票用紙等の点検 ○投票年月日及び投票場所を記載 ○不在者投票管理者の記名 ○投票立会人の署名 	
送致		<ul style="list-style-type: none"> ○投票用紙等の送致 ※4月25日期限 	<ul style="list-style-type: none"> ○投票用紙等の受領 (各投票区へ送致)
経費		<ul style="list-style-type: none"> ○特別経費の請求 	<ul style="list-style-type: none"> ○受領 ○支払い